

一般財団法人愛知県建築住宅センター建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条又は第 36 条に基づく認定（性能向上計画認定・認定表示）に係る技術的審査業務料金規程

第 1 条 この規程は、一般財団法人愛知県建築住宅センター建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条又は第 36 条に基づく認定に係る技術的審査業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人愛知県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施するそれぞれの認定基準への適合に係る技術的審査業務（以下「技術的審査業務」という。）に係る料金について、必要な事項を定める。

（料金）

第 2 条 業務規程第 19 条に規定する技術的審査業務の料金（以下「料金」という。）は、次に掲げる額とする。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条に基づく認定（認定表示）については、建築物全体の場合のみとします。

（1）住宅

建築物の種類		料金（税込） ※1	
戸建住宅（併用住宅を含む。） ※2		29,000 円	
共同住宅（重ね建て、連続住宅を含む） ※2※3	住戸のみの 依頼の場合	1 住戸	29,000 円
		2 住戸	45,000 円
		3～10 住戸	45,000+5,000×(M-2) 円
		11～25 住戸	85,000+2,000×(M-10) 円
		26 住戸以上	見積り
	住棟全体の 依頼の場合 （共用部を 含む）	2 住戸	50,000 円
		3～10 住戸	50,000+5,000×(M-2) 円
		11～25 住戸	90,000+2,000×(M-10) 円
26 住戸以上		見積り	

※1 Mは住戸のみの場合は、評価対象戸数、住棟全体の場合は、1棟の全体戸数を示す。

※2 設計住宅性能評価、長期優良住宅認定技術的審査又は低炭素建築物認定技術的審査との併願の場合、戸建て住宅は 10,000 円（税込）、共同住宅は上記各料金の 2 分の 1 とし、千円未満を切り捨てた額とする。

※3 共同住宅の審査において、「住戸の審査」と「住棟全体の審査」を合わせて行う場合は、「住棟全体の審査」の額とする。

(2) 非住宅建築物

料金(税込)

区 分		300㎡未満	300㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上
標準入力法 (主要室入 力法を含む)	ホテル、病院、集会所等 及びこれを含む複合建築物	142,000円	178,000円	216,000円	254,000円	308,000円	見積り
	上記以外の 建築物	108,000円	124,000円	144,000円	182,000円	218,000円	見積り
モデル 建物法	ホテル、病院、集会所等 及びこれを含む複合建築物	87,000円	124,000円	144,000円	164,000円	見積り	見積り
	上記以外の 建築物	69,000円	80,000円	90,000円	100,000円	見積り	見積り

※1 増改築、修繕、模様替え若しくは空気調和設備等の設置又は改修の計画に係る技術的審査料金は、増改築等の工事後の建築物の種類及び建築物全体の規模に応じて上表を適用する。

※2 上記以外の評価手法の場合の料金は、別途見積りによる。

※3 低炭素建築物認定技術的審査との併願の場合、上記各料金の2分の1とし、千円未満を切り捨てた額とする。

(3) 評価対象に住宅と非住宅建築物を含む複合建築物

(1) 及び (2) で算出した料金を合計した料金

2 適合証が交付された後の新築等工事に行う計画の変更に係る技術的審査料金は、上記各料金の2分の1とし、千円未満を切り捨てた額とする。

3 評価書の再発行料金は、1通につき1,000円とする。

(料金の減額)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の料金を減額できるものとする。

- (1) 30日以内に10件以上の技術的審査の依頼が見込めると認められるときで、技術的審査が効率的に実施できると認められるとき
- (2) 同タイプの断熱仕様、設備機器を設置する技術的審査の依頼が一定数以上あり、技術的審査が効率的に実施できると認められるとき
- (3) ワンストップサービスの観点から、センターが一申請者から一定数以上の当該業務以外の業務を受けているとき
- (4) その他技術的審査が効率的に実施できると認められるとき

(附則) この規程は、平成29年4月1日から施行する。